

# 木曾町では「在来工法木造住宅」を建てると町から 建主さんに **最高 50** 万円の補助金が 出ます!!



- この制度には下記の条件があります。

- ① 木曾町の区域内に住所を有する者、または建築後住所を有する者。
  - ② 住宅工事部分（新築又は増改築）が 30 m<sup>2</sup>以上であること。
  - ③ 延べ床面積が 280 m<sup>2</sup>以下であること。
  - ④ 店舗併用住宅の場合2分の1以上が住宅であること。
  - ⑤ 以前に当該補助金の支給を受けていないこと。
  - ⑥ 木曾町木造住宅推進協議会の建物審査会の審査を受け在来工法木造住宅（建築基準法に準ずる）と認められたもの。
  - ⑦ 町税等町へ支払うべき負担金、使用料等を滞納していない者。
  - ⑧ 木曾町と係争中でないこと。
  - ⑨ 工事請負業者が木曾郡内の業者で、町内下請納入業者7社以上で施工した場合。
- ※ ①～⑨の条件を満たした場合、新築、増改築床面積 3.3 m<sup>2</sup>当たり 1万円の補助金を交付し、50万円を限度とする。（3.3 m<sup>2</sup>未満は切捨てとする）

■木曾町に住んでいる方の住まいを良くしたいと心から思っている仲間が木造住宅推進協議会です。新築・増改築・リフォーム・下水道全てに良い仕事をします。地元だからアフターサービスもすぐします。声をかけてください。すぐお伺いします。

「民間空間修景補助」もあります（住民協定を結んでいる地区の方）最高50万円の補助金が出ます。

## 木曾町木造住宅推進協議会

事務局 木曾町商工会木曾福島支所内 TEL 22-2680